

社会福祉法人の法人税非課税等の税制を堅持してください

全国の 19,000 余の社会福祉法人、並びに関係福祉組織は、今後、急増する福祉ニーズに対応し、地域のセーフティネットとして社会福祉法人が持てる力を最大限発揮していくために、現行の社会福祉法人の法人税非課税等の税制を堅持するよう、強く要望いたします。

1. 社会福祉法人の法人税非課税は、堅持してください

社会福祉法人は、その公共性・非営利性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化に伴い、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっている。したがって、その取扱いは堅持すべきであり、介護を例とした実施事業の同一性のみに着眼した課税の議論は、逆に公平性を欠くこととなる。

（社会福祉法人の公共性）

- 社会福祉法人は高い公共性が求められており、認可制による設立、所轄庁からの監督、評議員会の設置などの規制の下にある。

（社会福祉法人の非営利性）

- 社会福祉法人は、設立寄附者の持ち分なし、収支差額の配分及び他事業への活用禁止、解散時の残余財産は国庫に帰属するなどの規制があり、その非営利性のもとに公に属する法人である。そのような性格から税制の優遇が成されているものである。
- 社会福祉法人は低所得者、重度介護者や生活困窮者など重い課題のある利用者の受入れ・支援・権利擁護をはかり、また過疎地等での継続的・安定的な福祉サービスの提供等を行っている。

2. 軽減税率、みなし寄附金制度は、堅持してください

公益目的としての財源供給を細くする軽減税率の見直し、みなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度は堅持すべきである。

（社会福祉事業、公益事業の収支均衡）

- とくに、社会福祉法人は、生活困窮、貧困、不安定就労、社会的孤立・引きこもり、虐待、精神疾患等による困窮等の制度の狭間にある喫緊の生活問題に、今後一層、果敢に取り組んでいく決意であり、そうした主体的、公益的な諸活動の財源を絶つような見直しは行うべきでない。
- また、社会福祉事業の継続的な事業運営、福祉ニーズの量的質的拡大に応えるための財源は収益事業に求めざるを得ず、今後、福祉サービスの拡大が必要不可欠とされる状況下、むしろ財源供給を確保するこうした取扱いは広げるべきである。